

徳島大学高等教育研究センターキャリア支援部門学生支援班学生生活支援室及び
学生参画推進室規則

平成31年4月1日
高等教育研究センター長制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学高等教育研究センター規則（平成30年度規則第86号。以下「センター規則」という）第3条第5項の規定に基づき、徳島大学高等教育研究センターキャリア支援部門学生支援班に置く学生生活支援室及び学生参画推進室について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 学生生活支援室は、次の業務を行う。

- (1) 学生生活充実のための方策についての企画及び調整に関すること。
- (2) 学生の表彰等に関すること。
- (3) 学生生活実態調査等学生に対する広報，調査・統計等に関すること。
- (4) 各種奨学金の選考等に関すること。
- (5) その他学生生活支援に関すること。

2 学生参画推進室は、次の業務を行う。

- (1) 学生の課外活動に関すること。
- (2) 学生の主体的なボランティア活動やピアサポート活動等（以下「自主サポート活動」という。）の支援に関すること。
- (3) 学生の正課外教育に関すること。
- (4) その他課外活動及び自主サポート活動の支援に関すること。

(組織)

第3条 各室に室長を置き、学生生活支援室長にあつては徳島大学学生委員会副委員長を、学生参画推進室長にあつては学生支援班長（以下「班長」という。）が推薦する者をもって充てる。

2 学生生活支援室に室員を置き、次の各号に掲げる者をもって充て、高等教育研究センター長が命じ、又は委嘱する。

- (1) センター規則第12条第2項第4号ロ(イ)に定める兼務教員から選出された者 6人
- (2) センター規則第12条第2項第4号ロ(ロ)及び(ハ)に定める兼務教員
- (3) 学務部学生支援課長
- (4) その他学生生活支援室が必要と認める者

3 学生参画推進室に室員を置き、次の各号に掲げる者をもって充て、センター長が命じ、又は委嘱する。

- (1) センター規則第12条第2項第4号ロ(イ)に定める兼務教員から選出された者 6人
- (2) 教育改革推進部門から選出された教員 1人
- (3) 体育系，文化系及びサポート系の各サークル団体の代表者 各1人
- (4) 学務部長
- (5) 学務部学生支援課長
- (6) その他学生参画推進室が必要と認める者

(任期)

第4条 学生参画推進室長の任期は2年とする。ただし、室長が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 室長は、再任されることができる。
- 3 前条第2項第4号及び第3項第2号及び第6号の室員の任期は2年とする。ただし、室員が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前条第3項第3号の室員の任期は1年とする。ただし、年度の途中で委嘱された室員の任期の終期は、当該年度の末日とする。
- 5 前2項の室員は、再任されることができる。

(室会議)

第5条 室長は、室会議を招集し、その議長となる。

- 2 室会議は、各室の構成員をもって組織する。
- 3 室会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 室会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 室会議に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会について必要な事項は、室会議が別に定める。

(事務)

第7条 学生生活支援室及び学生参画推進室の事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学生生活支援室及び学生参画推進室について必要な事項は、キャリア支援部門長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。